つくばみらい市通学路交通安全プログラム

~通学路の安全確保に関する取組の方針~

つくばみらい市通学路安全推進会議

１．プログラムの目的

昨今、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生していることから、平成２６年度に各関係機関により「つくばみらい市通学路安全推進会議」を設置し、児童生徒が安全に通学できるよう通学路の安全対策に取り組んできました。

また、平成３０年度には、地震によるブロック塀倒壊に伴う登校中の死亡事故や、下校中の児童が殺害される等の痛ましい事件が発生していることを踏まえ、交通事故や自然災害による事故防止に加えて、防犯の観点からも再度緊急合同点検を実施し、必要な対策内容について協議しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

２．通学路安全推進会議の設置

関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「つくばみらい市通学路安全推進会議」を設置しました。本プログラムは、この会議で議論し、策定しました。

・つくばみらい市教育委員会
・つくばみらい市総務部防災課
・つくばみらい市都市建設部建設課
・茨城県常総警察署
・茨城県土浦土木事務所
・つくばみらい市学校長会
・つくばみらい市 PTA 連絡協議会

３．取組方針

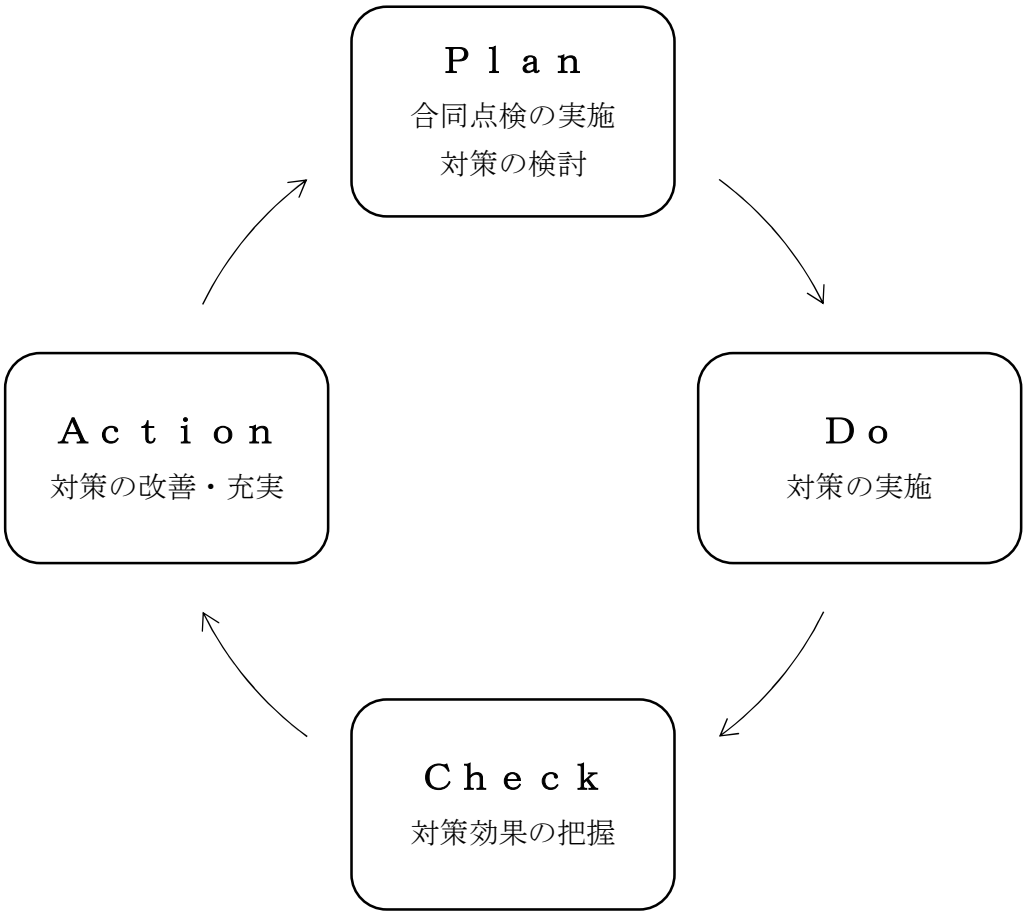
（１）基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、定期的に合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果把握を行い、対策の改善・充実を行います。

これらの取組をＰＤＣＡサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

なお、市域外を含む通学路が指定されている場合は、関係機関と協議のうえ、通学路の安全確保を図っていきます。

〔通学路安全確保のためのＰＤＣＡサイクル〕



（２）定期的な合同点検

・市内の小中学校の通学路の危険個所の合同点検は、中学校区ごとに２地区（１　伊奈中学校区･伊奈東中学校区、２　谷和原中学校区･小絹中学校区）に分け、１地区を、毎年、順番に点検します。
・教育委員会より各学校に、通学路上の危険箇所の抽出を依頼し、点検箇所を取りまとめます。
・効率的・効果的に合同点検を行うため、通学路安全推進会議において、点検箇所の精査・重点課題を設定し、合同点検を実施します。
・小中学校ごとに、教育委員会・学校・道路管理者・警察を基本とし、必要に応じＰＴＡや地域住民の参加協力を得て合同点検を実施します。

（３）対策の検討

・合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに、歩道整備や防護柵・防犯カメラ・防犯灯設置のようなハード対策、交通規制や交通安全教育、地域の見守り体制や地域連携の場の構築等のソフト対策など対策必要箇所に応じて具体的な実施メニューを検討します。

（４）対策の実施

・対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。

（５）対策効果の把握

・合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっているのか、また児童生徒等が安全になったと感じているのかなどを確認するため、各学校等から対策効果の報告を受け、対策効果の把握を実施します。

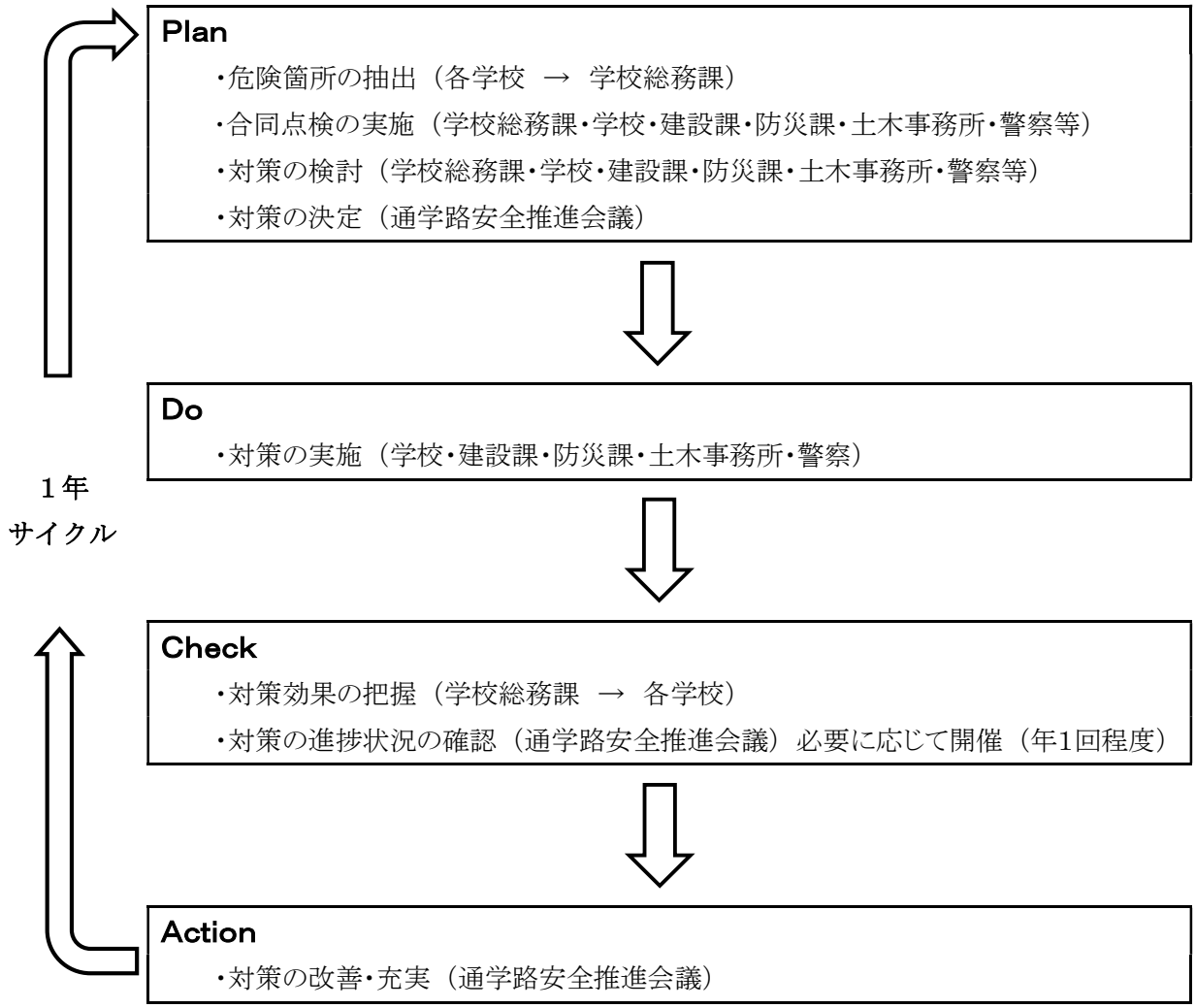
（６）対策の改善・充実

・対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

４．箇所図・対策一覧の公表

小中学校ごとの点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために小中学校ごとの「対策一覧」及び「対策箇所図」を作成し、公表します。

＜通学路の安全確保対策のフロー図＞



※対策の実施・効果の把握については随時実施する。

※「つくばみらい市歩道整備基本計画（事務局：建設課）」との連携・調整を図る。

※危険箇所等、緊急で対策が必要な場合は、対策箇所を担当部署と協議して追加することができる。

ただし、追加箇所については、直近の通学路安全推進会議において報告し、了承を得る。

つくばみらい市通学路交通安全プログラム　～通学路の安全確保に関する取組の方針～

平成２７年　２月２６日	策定
平成２８年　８月　８日	一部改訂
平成３０年１１月１２日	一部改訂
令和　６年１０月　３日	一部改訂
令和　８年　３月２７日	一部改訂